

2月は『正社員就職強化月間』

1 なぜ正社員雇用なのか？

高知県の少子・高齢化、人口減少に歯止めをかけるためには、定住者を増やすことが必要です。雇用がある所に人が集まり、職場の近くに住むことを考えると、定住者を増やすには、高知県内各地で良質な正社員雇用を確保・創出することが不可欠です。このため高知労働局では、平成28年度から「高知県正社員転換・待遇改善実現プラン」により、正社員就職・正社員転換の実現に重点的に取り組んでいます。

2 人手不足感が強まる高知県

高知県の平成29年11月の有効求人倍率は1.26倍となり、過去最高を記録しました。このような状況の中、求人を提出してもなかなか応募がない企業も多くなっており、労働者の確保は企業の重要な課題となっています。

3 企業の皆様に取り組んでいただきたいこと

(1) 正社員求人をハローワークに提出しましょう！

求める人材を確保するためには、「働き方改革」による雇用管理改善の実現などにより、求職者にとって一層魅力を感じる求人条件にして、ハローワークに求人提出をしてください。

非正規雇用求人を正社員求人へ転換することは、求人魅力を大いに高めます。

※高知労働局管内のハローワークの紹介で正社員に就職した方は、平成28年度は5,502人でした。平成29年度は11月末現在で3,709人となっています。

(2) 正社員以外の働き方で働いている方々の正社員転換を！

優秀な人材確保の観点から、不本意ながら正社員以外の働き方で働いている方々の正社員転換が有効です。正社員転換制度を設けることで、従業員のモチベーションアップにつながります。

4 正社員雇用等をサポートするための支援措置

高知労働局では、正社員雇用や非正規雇用労働者を正社員に転換しようと取り組まれる企業をサポートするために、様々な無料相談や助成金制度を用意しています。ここでは代表的な助成金制度を2つ紹介します。

(1) トライアル雇用奨励金

【ご利用いただけるケース】

安定的就業を希望する未経験者等をハローワーク等の紹介で試行的・段階的に雇い入れする場合。

【概要】

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成します。

【実績】

高知労働局でのトライアル雇用奨励金を活用して正社員を含め常用雇用に移行した方は、平成28年度は166人でした。平成29年度は11月現在で76人となっています。

※ お問い合わせ先 最寄りのハローワークへ

(2) キャリアアップ助成金

【ご利用いただけるケース】

有期契約労働者等を正規雇用・多様な正社員(*1)へ転換又は直接雇用や人材育成、処遇改善などの取組を実施する。
(*1)多様な正社員とは勤務地・職務限定正社員及び短時間正社員をいいます。

【概要】

有期契約労働者等を正規雇用・多様な正社員に転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主に対し、態様に応じたコースの助成をします。

- ◆「正社員化コース」⇒有期契約労働者等を正社員、多様な正社員へ転換または直接雇用する。
- ◆「人材育成コース」⇒有期契約労働者等に一般職業訓練（Off-JT）、有期実習型訓練（ジョブカードを活用した Off-JT と OJT を組み合わせた訓練、中長期的キャリア形成訓練等（Off-JT）を実施する。
- ◆「処遇改善コース」
 - ⇒・有期契約労働者等のすべて又は一部の賃金テーブルの増額改定し昇給を実施する。
 - ・有期契約労働者等に正社員との共通処遇推進制度（健康診断制度、賃金テーブル共通化）を導入・適用する。
 - ・短時間労働者の所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長し社会保険を適用する。

【実績】

高知労働局でのキャリアアップ助成金を活用して正社員に転換された方は、平成 28 年度は 414 人でした。
平成 29 年度は 11 月現在で 271 人となっています。

※ お問い合わせ先 高知労働局職業対策課へ

5 ユースエール認定制度の活用

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

認定を受けると、ハローワークなどで重点的 PR を実施・面接会への優先参加・助成金加算・日本政策金融公庫による低利子融資などのメリットがあります。

※ お問い合わせ先 高知労働局職業安定課へ



高知労働局職業安定部

〒780-8548 高知市南金田 1-39

職業安定課
訓練室

☎088-885-6051
☎088-888-6600

職業対策課 ☎088-885-6052

多様な正社員制度の導入・運用のご
相談、お問い合わせは

高知労働局雇用・環境均等室

〒780-8548

高知市南金田 1-39

☎088-885-6041

高知県内ハローワーク一覧

ハローワーク高知	〒781-8560	高知市大津乙 2536-6	☎088-878-5320
ハローワーク香美	〒782-0033	香美市土佐山田町旭町 1-4-10	☎0887-53-4171
ハローワーク須崎	〒785-0012	須崎市西糺町 4-3	☎0889-42-2566
ハローワーク四万十	〒787-0012	四万十市右山五月町 3-12	☎0880-34-1155
ハローワーク安芸	〒784-0001	安芸市矢の丸 4-4-4	☎0887-34-2111
ハローワークいの	〒781-2120	吾川郡いの町枝川 1943-1	☎088-893-1225



厚生労働省 高知労働局・各ハローワーク